

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月12日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第8号

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た額から、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に<u>18</u>を乗じて得た時間を減じた額とする。ただし、勤務時間等条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に<u>19</u>を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。